

第6回 新たな公益信託制度の施行準備に関する研究会
議事概要

日 時：令和7年7月24日（木）13:00～15:30

場 所：虎ノ門37森ビル12階会議室（Web会議併用）

出席者：湯浅座長、生野参与、大塚参与、岡本参与、黒田参与、溜箭参与、
林参与、藤谷参与、松前参与、吉谷参与

事務局：高角局長、大野次長、魚井課長、中山法令基準室長、豊福企画官代理

【議事】

1. ガイドラインの検討について
 - (1) 第1章（基本的事項（総則））
 - (2) 第2章（公益事務該当性の判断）
 - (3) 第3章（公益信託認可基準等）
2. 財務規律・会計について（今後の検討方針）
3. 調査研究・ワークショップについて

【概要】

○ 事務局から、資料1に基づき説明を行った。参与からの主な意見は以下の通り。

1. ガイドラインの検討に関する討議

< 第1章（基本的事項（総則）） >

- 軽量の内容については、まず通常の公益信託全体の義務が提示され、それに対して軽量要件に合わせた義務が示されることが望ましい。また、軽量ということの基準も必要である。資料「06」のP8において、イギリスのチャリティについては定期報告の内容を年間総収入額に応じて6段階で定めていることを紹介している。1000億円規模の公益信託と500万円規模の公益信託とで同じ基準は難しいと思うので、金額帯に応じた全体像が必要であると考えます。
- 事務局の説明に関連して、「事務」と「事業」の説明があったが、ガイドライン全体で「事業」という語の概念が統一されているか疑義がある。「寄附」に関しても同様である。用語説明の領域や信託に対する基本理解の説明を設けることが必要であると考えます。
- 軽量の公益信託についての検討には賛成である。小規模な事業者の利用を妨げないように、オーバースペックにならないよう検討いただきたい。

- 軽量の定義について、事務局提案の3つの定義に関しては賛成である。軽量という概念が後々会計や書類の作成で効いてくると想定すると、ある一つの公益信託について、それが軽量かどうかが一義的に決まることが必要。自分が受託者となっている公益信託が軽量に該当するのかを簡便に判断できるようにしていただきたい。ガイドラインを簡便にすることも考えられるが、公益信託認可のフローの中で当該公益信託は軽量であると認めることを申し伝えることも、選択肢になると考えられる。

< 第2章（公益事務該当性の判断） >

- 説明資料P13に関して、「求められる」という言葉などをはじめとして、その記載は法的な義務なのか、そうではない推奨事項なのかを明記するようにしてほしい。認可申請書に書いたがすぐには実施しない事業に関しては、DAFとの関係もあると思う。アメリカのDAFでは資産を出した後、相当先に実施することにドナーのアドバイスがある。事業実施時期の裁量権を、誰が、いつ、どのように設定するかという点でDAFの議論が出てくる。もう一点、残余公益信託に関して、当初は所持している財産のうち100万だけ用いて細々と事業を実施することとして、10年後に残っている財産全てを抛出するなど、事業を区切る形はありうる。
- 「受益対象者」という言葉に広がりがあるため、明確にした方がいい。公益信託では、広義の受益者は美術館が信託財産の場合の来館者などだろうが、奨学金などの場合には、助成先の者に義務を課す、例えば「奨学金を与える分ちゃんと勉強せよ」などの義務を課すことは可能なのか気になった。もう一点は、寄附の位置づけが信託行為によるものなのか否かも明確にした方がいいと感じた。
- 現行の法令上、残余や指図の方向性に関して自由度はあると理解した。そうなると、公益信託開始後10年間は資産運用だけを行って資産を増やしてください、10年後から助成事業をしてくださいという公益信託も、法令的には禁止されていないと読めるがどうなのだろうか。
- 合議制機関の書きぶりに関して、資料「03」P17では、合議制機関が基本的に必要であるというトーンで記載されている。一方、他の章では合議制機関は必要なときに有効な手段の一つとして書かれており、比較して前者の書きぶりが強く感じられた。
- 合議制機関を必置的なものにする議論があるのではないか。信託管理人を3人にするという記載もある。本来、公益信託は公益法人と異なり理事会がないことで軽量軽装備をアピールできるはずが、機関設置を求める方向になってしまっていないか。それぞれの論点で、合議制機関を含めどういった要素が必要かを検討しているのは真摯だが、公益信託全体としてどういった類型があるのかを考えたほうが、利用者目線での分かりやすさに繋がると思う。合議制機関を信託の中に入れることはこれまでもあまり議論されていないのではないか。既存の信託銀行が受託者である公益信託において、合議制機関が慣習的に設置されてきたことは理解するが、合議制機関を求めるこ

とに関して各公益信託個別での要否でなく公益信託制度全体で整理が必要であると思う。この問題は公益信託において基礎的な問題になると考える。勿論、一般的な合議制機関を否定しているわけではないため、個別議論でなく法人・個人などの類型に応じて全体像を整理することが必要という意図である。

- ▶ 合議制機関の話が出たが、専門的な能力が必要な時に合議制機関を設けるのか、それ以外のパターンでも合議制機関が必要なのかということも論点である。当面は専門性を要するときに必要なだと理解している。専門性とは、例えば公益信託における「運用」の場合、信託銀行のような団体の場合は団体内に専門性を有する合議的な部門があるパターン、個人の受託者について複数人の受託者の中に専門性を有する人が1人は含まれるパターン、外部の専門家に当該業務を委託するパターンの計3パターンがありうるところで、受託者が必要な体制を判断することになるのだろう。
- ▶ 安全資産に関して、預貯金は安全だとして、投資信託は安全ではないのだろうか。個人が投資信託で運用を行っていることも多く、安全でないと言ってしまうと言い過ぎではないか。預貯金以外はすべて合議制機関が必要だ、というのは過度な規制である。また、委託者の意向として安全な運用ではなくリスクがある運用を求める場合もあるのではないか。リスクの取り方の考え方について、資産運用だけでなく公益信託事務に関してリスクのある事務を行えるかという点を含めて悩ましい点であると考ええる。
- ▶ 資料「04」P6に、株式等による資産の運用について記載されているが、運用の場合求められる専門性や考えられるリスクが特殊であるため、運用に特化した整理をした方が良いのではないか。専門性の3パターンの話が非常に勉強になると感じたため、運用の種類とそれを実施する受託者のパターンに応じて運用の難易度や適する人選があるのだろう。一定の専門性を確保する手段として、こういったことが可能なのか特化して議論すべきと考える。

<第3章（公益信託認可基準等）>

- ▶ 資料「04」のP9-11があまり整理されていないという意見を出されている参与がいらっしゃるが、同感である。資料「04」のP10（資料「01」P17）適正な運営を確保する仕組みがあるとして扱われる要素であるア～オが整理しきれていないのではないか。アで「信託会社」「上場会社」「その他」と区切られているが、その他が何を指すのかが分かりにくい。また、ウ～オでは「軽量の公益信託であって」という言葉が最初にあるが、この記載がどこまで役に立つ基準になるのか不明である。「信託会社」「上場会社」「公益法人」「社会福祉法人」は適正な運営を確保する仕組みがあると言えるならそれらは基準として外出しして、それ以外の「一般社団・財団法人」「非上場会社」といった者に何を求めるかを整理する方が分かりやすいように思われる。その上で、営利企業の場合、上場していれば良しとすることには疑問がある。上場している営利企業であれば、営利部門に公益的な資金が流入しないようなガバナンスの仕組

みが必要であり、そこは見ていく必要がある。さらに自然人が受託者である時は、その者が1人しかいない時なのか、5人以上いる時なのかでまた基準が変わってくる。

- ▶ やはり資料「04」P9-11の規律が分かりにくくなっている。上記ア～オが何を示すものなのか整理されていないと感じる。適正な運営の仕組みやガバナンスが結局どこまでを指すのかははっきりしていない。上場会社は自然人と比べれば権限を乱用する危険性は低いのだろうが、一方で営利性を考えれば公益法人等と比べると公益性に反する決定をすることがありうる。どこまでのことを適正な運営を確保する仕組みとして取り上げるかが問われていると感じる。とは言え、最低条件としてア～オを満たすというガイドラインを引くことは妥当だとは考える。現案のア～エは妥当だと思われるが、オは軽量の公益信託に関係ない記載になっていないか。行政庁が判断するにあたってどの観点に着目して、どのような基準で判断するのか明らかにする基準にすることを求めたい。
- ▶ 適正な運営を確保する仕組みについて、アは会社、イは公益法人、ウ～オは軽量のそれ以外と整理されているところであるが、軽量ということ以外の場合の具体的な記載がなく、結局は柔軟に判断となっている。これは、詰まるところ軽量の公益信託だけに規制をかぶせているように読めてしまわないか。軽量が軽量でなくなってしまうことを危惧する。
- ▶ ア～オについて、恐らく受託者の実態としてはオの規定が比較的漠然としているように思われるため、オの規定に基づこうとする者がほとんどであると思う。提案として、ア～オに対しては、受託者が弁護士などの専門家、信託管理人も士業などの専門家といった体制案を入れたらどうか。
- ▶ ア～エの記載については、事業運営型のように適正な運営が必要な場合の書き方であると理解する。一方で、助成型の場合、体制整備はそこまで求められていないのだろう。その場合には、事業運営型ほどの適正な運営体制を求めない、助成型の場合はここまでやっていれば充足するという記載があると分かりやすい。
- ▶ 軽量の議論に当たっては、たくさんの身近な人が自分たちで公益信託事務を行うことを前提にすべき。小規模な公益信託について合議制機関などの規制を入れたほうが分かりやすいという意見もあるが、「自分たちで考えてやってください、その内容を公開することで監督しましょう」という情報公開をベースにしたコントロールの形を考えていいと思う。小規模な公益信託について、規制としての分かりやすさを重視して合議制機関を入れることで負担が重たくなることを理解していただきたい。
- ▶ 「受託者の重要な意思決定」とあるが、この範疇がどこまでなのかに関してコンセンサスが得られているだろうか。信託行為の終了や変更は重要な意思決定であると考えられる一方で、奨学金の助成対象選定は重要な意思決定には含まれないと考えられる。日常的な活動も受託者の重要な意思決定に含まれる認識と考えられている参与もいらっしやると感じた。

- ▶ コンプライアンスの確保、事務の適正性の確保ということは、利益相反や公益を称した私益的活動をカバーするべきであり、カバーの範疇に公益信託の受託者による様々な活動の展開は含めなくて良いのではないか。コンプライアンスの確保や事務の適正性という、そのカバー範囲がいたずらに広がってしまうことを懸念する。
- ▶ 公益法人と同じようなガバナンスの水準を公益信託に求めるのであれば、公益法人と公益信託という同じような制度を二つ作るの意味があるのだろうか。一般市場は、ベンチャー企業も良い企業もそうでない企業もたくさん出てくる中で成長するのであり、諸外国に比べてただでさえ日本の公益信託は規制が強い中で、公益法人と同様のガバナンスの水準を求めることは民間による活力ある社会に向けた活動を過度に規制することにならないか。
- ▶ 信託報酬について、不当に高額でなければよいという整理は妥当だと考える。比較的規制の中では許容度が高い方であると感じた。恐らく、株式会社が受託者になる場合、株式会社の前提として利益を最大化することが義務付けられていることと、受託者としての忠誠義務の間で方向性の違いが出てくるだろう。その観点からも、「不当に高額である」という基準に関して、ガイドラインの中で想定される受益者の利益を最大化が受託者の義務であることを前提として書くべきであると思う。今後大規模に株式会社が共同受託するケースなどがありうるため、そういった点でも受託者の義務を打ち出すべき。信託報酬の基準自体は緩くてよいと思うが、その内訳などを、公開性を高める形で規制する方向性が妥当だと考える。
- ▶ 信託報酬について緩い基準とすることには賛成だが、委託者と受託者に特別な関係がある場合はその基準では緩すぎるのではないかと意見書に記載されている参与がいらっしや、同感である。委託者が親、受託が子の場合には、贈与税の潜脱を目論んでいるという疑義が持たれるだろう。
- ▶ 不当に高額なものについて説明を求めること自体には異論がないが、そもそも不当に高額というのが何を指すのか分からない。一般的な相場を逸脱しているという意味だと思うが、信託における費用は信託財産から出すことができることを前提に、信託契約に記載されている信託報酬を得ることができる。受託者である会社としては、ビジネスの相場の中で報酬が決まるわけだが、従来は営利企業としての水準が満たされていなかったことが課題であった。今回の制度改正により新しく公益信託に参入するプレーヤーにとっては、信託報酬の相場を示すことは難しいと感じる。
- ▶ 複数受託者がいる場合、それぞれの信託報酬の配分は明かさないこともありうるが、これは例外的に認められる取り扱いとすべきである。株式会社全般に信託報酬の配分を明かさないことを認めるということではなく、例えば信託銀行であれば社会的な信頼もあり、その点は例外として考えることが妥当である。
- ▶ 信託報酬の中に公益事務の費用が含まれる場合があるという議論があるが、本来の信託法の建付けでは、報酬は報酬、費用は費用と分けられている。その上で、実務上信

託報酬の中に費用が含まれる場合もあるため、内訳を明示するのだと理解した。費用が信託報酬に含まれる場合に、「不当に高額」かどうかをどのように確認するのは悩ましい。

- ▶ 営利競合の注記が、公益法人のガイドラインから流用されている。昨年のガイドライン研究会からの流れを踏まえて、営利企業についても時間はないと思うが検討していただきたい。
- ▶ 情報開示の適正性については、信託財産が重要な指標なため、公益法人とは別の基準が必要と考える。公益信託法では会計監査人監査の規定がない中で、どのような意見を求めるかは、今後検討が必要であると思われる。また、公認会計士によるチェックについては、必要な手続きの明確化と公認会計士業務との関係の整理が必要であり、信託管理人と受託者の経理的基礎、受託者のガバナンスレベル、信託財産の規模などとの関連を整理して、要件を示した方が良いと考える。

2. 公益信託の財務規律・会計の今後の検討方針について

- ▶ 会計の検討もこの研究会の中で実施していくものと理解した。参与の中に必ずしも会計に精通した人が多いわけでないため、特にこの関係ではなるべく早めに資料を参与に送付いただき、参与側が検討する時間の猶予を作っていただけると幸甚である。

3. 調査研究・ワークショップについて

- ▶ 調査研究についてもワークショップについても、実施時期が9月以降となると、ガイドラインへの結果の反映がかなり難しいのではないかと危惧している。また、ワークショップは公開の場で行われるべきではないか。

以上